

全建事発第 105 号
平成 24 年 1 月 6 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
[公 印 省 略]

「暴力団排除等のための部外への情報提供」に関する通達の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、暴力団は組織や活動の実態を不透明化させるなどの動きを見せていることから、昨年 10 月までに各都道府県で施行された暴力団排除条例において、事業者等に対し必要な支援を行うことが都道府県の責務として規定されているところであります。

このような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、この度、警察庁において、暴力団排除等のための部外への情報提供に関する根拠通達である「暴力団等排除のための部外への情報提供について」が別添のとおり改正されました。

つきましては、貴会会員に引き続き暴力団等反社会的勢力の排除について特段の御高配をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具